

2024（令和6）年度
一般社団法人広島県精神保健福祉士協会 定時総会
議 案 書

開催日時：2024（令和6）年6月30日（日）12:45～14:15

目 次

◆報告

- I. 2023（令和5）年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
 - 1 事業報告
 - 2 部会報告
 - 3 委員会報告
 - 4 社会的活動

◆議案

- 第1号議案 2023（令和5）年度収支決算に関する件・・・・・・・・・・P21
 - I. 2023（令和5）年度決算報告及び監査報告
- 第2号議案 2024（令和6）年度事業方針・計画（案）に関する件・・・・・・・・・・P26
 - I. 2024（令和6）年度事業方針関係
 - 1 事業方針・計画
 - 2 部会の方針
 - 3 委員会等の方針
 - 4 社会的活動
- 第3号議案 2024（令和6）年度予算（案）に関する件・・・・・・・・・・P32
- 第4号議案 正会員再入会者の入会金の免除について・・・・・・・・・・P34
- 第5号議案 理事及び監事の任期満了に伴う改選の件・・・・・・・・・・P34

◆報告

I. 2023（令和5）年度事業報告

2023（令和5）年1月6日に無事「一般社団法人」となり、今年度は新たな協会としてのスタートとなった。法人化前の団体の活動・理念を引き継ぎ、基本指針として①専門性の質の担保と向上、②専門職能団体としての基盤・組織整備、③精神保健福祉発展のための地域社会活動の推進と政策提言・情報発信とし、「ともに」を協会の統一テーマとし、各部会・活動において協会員1人1人が協会活動に主体的に関与し目的を果たすべく活動を行った。新型コロナウイルスが第5類に移行し活動・研修形態は徐々に変更となりつつあるが、その間の代償は大きく、会員間同士や関係機関との連携は以前と比較し希薄となった感を受ける。しかし、私たち精神保健福祉士は、対象者や関係機関等の関係性の中に専門性があるとも言える。このような状況の中、実践も限定されたものにならざるを得なかったことが残念である。以下、各部会等における継続課題・年度目標を達成するために様々な形での活動を展開した。

- (ア) 新たな協会活動のための体制・広報・情報発信（メーリングリスト・ホームページ等）の在り方を協議し、新年度より法人団体としてのホームページの改変を行った。
- (イ) 専門職としての質の向上のため、継続してケアマネジメントのフォローアップ研修の実施や、新たに「地域共生社会」や精神保健福祉法改正を含めた研修や、新たに「ヤングケアラー」「オープンダイアログ」等の研修を企画し実施した。また、組織強化においては、対面での交流と施設見学を組み合わせ実施された。今後も協会員の連携促進を促す取組みとして継続できればと考えている。
- (ウ) 専門職としての倫理課題については、啓発動画の公開を継続し、県内の養成機関のみならず中四国各県協会等、広く専門職能団体への啓発活動に加え、倫理綱領の勉強会の場をメーリングリスト等にて発信し、専門職の倫理について考える機会を継続して提供していった。
- (エ) 災害支援対策については、引き続き広島県災害復興支援士業連絡会を通じての平時協力の協議に加え、個々の会員が災害支援活動に関する意識を高め、専門性を十分に発揮できる体制構築を目的に「災害対策計画」の見直しや、災害ボランティアエントリーシートの啓発を行った。
- (オ) 司法福祉に関しては依然として精神保健福祉士の関与のニーズも高く、広島弁護士会をチームリーダーとする「更生保護プロジェクト」へ参画し、広島県社会福祉士会とともに触法の障害のある方の支援を行った。当会においての受任者を選定し、障害当事者の地域生活支援の一助を担った。また、2023（令和5）年9月12日「刑事分野における司法・福祉連携制度」において弁護士会・社会福祉士会との協定締結を図る等、刑事司法分野における福祉的ニーズの必要な方への支援等の協議を継続して行った。
- (カ) 生涯研修については、公益社団法人日本精神保健福祉士協会と連携し2023（令和5）年12月に基幹研修Ⅰを開催した。

(1) 2023（令和5）年度 通常総会

新型コロナウイルス感染防止のため書面決議とした。ハイブリッド方式にて開催。

(2) 役員会（理事会）

新型コロナウイルス感染防止のため、全てオンライン開催（Zoom）とし、開催頻度を月1回とした。

第1回	2023（令和5）年	4月20日(木)
第2回	2023（令和5）年	5月25日(木)
第3回	2023（令和5）年	6月22日(木)
第4回	2023（令和5）年	7月27日(木)
第5回	2023（令和5）年	8月24日(木)
第6回	2023（令和5）年	9月28日(木)
第7回	2023（令和5）年	10月26日(木)

- 第8回 2023（令和5）年 11月30日（木）
- 第9回 2023（令和5）年 12月21日（木）
- 第10回 2024（令和6）年 1月25日（木）
- 第11回 2024（令和6）年 2月22日（木）
- 第12回 2023（令和6）年 3月21日（木） 臨時総会（書面表決）実施後

(3) 三役会

三役会開催の必要性が生じなかったため実施していない。

(4) 広報活動

ホームページにて、求人情報、研修案内を掲載した。理事会議事録は掲載できなかった。

県立広島大学オープンキャンパスにおいて職能団体相談ブースが企画され参加。精神保健福祉士の業務紹介やパンフレット配布等を実施した。

(5) IT化に向けた取り組み

インターネットでの書式ダウンロードや研修会受付を行ない、情報伝達の迅速化に取り組んだ。また、法人設立後は入会時のメールメイト加入を必須としたため、全会員にメールによる手続きの簡略化が可能となった。

(6) 第38回中四国精神保健福祉士大会徳島大会 各県連絡会議 2023（令和5）年11月25日（土）

当協会からは、会長 向井、事務局長 岩田が出席した。

2. 部会報告

1) 研修部会

部会長：中原 直子（安佐医師会 医療法人社団川岡クリニック）

【部会体制】

部会長：中原直子（安佐医師会、医療法人社団川岡クリニック）

部会員：井川友美恵（WIND えのみや）、岩本麻寿美（広島県教育委員会）、内村明人（竹原病院）、日比暖華（コーヒーショップあんず）、渡辺大貴（相談支援事業所ヴァンベール）

【活動報告】

(1) 部会等の開催状況（計8回開催）

回	日 程	場 所	内 容 等
1	2023（令和5）年5月12日	リモート会議 (Zoom)	2023（令和5）年度部会体制や活動計画（目標、研修内容、役割分担等）について 意見交換（部会員（精神保健福祉士）の日々の実践や課題として感じていることの共有等）
2	2023（令和5）年6月27日	リモート会議 (Zoom)	第1回研修会について 総会、県協会の取り組みの共有 過去研修ホームページ公開について検討
3	2023（令和5）年9月1日	リモート会議 (Zoom)	第1回研修会について 第2回研修会について
4	2023（令和5）年9月22日	リモート会議 (Zoom)	第1回研修会講師、部会員打合せ

5	2023（令和5）年9月27日	リモート会議 （Zoom）	第1回研修会について 第2回研修会について
6	2023（令和5）年12月13日	リモート会議 （Zoom）	第2回研修会について 次年度取り組みたいことについて、過去開催研修、 そういうことね！倫理綱領等について意見交換
7	2023（令和5）年12月26日	リモート会議 （Zoom）	第2回研修会講師、部会員打合せ
8	2024（令和6）年2月4日	リモート会議 （Zoom）	今年の活動について振り返り 来年度目標及び計画（部会体制、活動、計画、役割 分担等）について

(2) 主催事業の実施状況

①第1回研修会

研 修 名	「地域で暮らしたい！」を支える ～地域で共に生きることを実現するためにできることを一緒に考えてみませんか～
開 催 日 時	2023（令和5）年10月1日（日）13:30～15:30
開 催 方 法	ハイブリッド開催（会場：広島テクノプラザ、オンライン：Zoom）
参 加 者 数	24名
参 加 費	会員（県協会・日本協会）800円、非会員1,000円、学生500円
プ ロ グ ラ ム	◆話題提供者 大歳明子 氏（相談支援事業所ACTひろしまリベルタ） 嶋屋孝洋 氏（ソーシャルインクルーホーム株式会社） 東祐一郎 氏（地域生活支援センターさ・ポート） 竹宮孝宏 氏（地域生活支援センターさ・ポート） ◆グループワーク ①研修の感想 ②講師に対する質問 ③地域で生活するために支援者として何ができるか
実 施 効 果	・本研修は、各所属機関における地域を基盤にしたソーシャルワーク実践を精神保健福祉士としての立場から発表していただくことで、研修参加者自身が日々の業務の振り返りを行えること、また、今後新たな活動に取り組むための方法を学ぶ場を作りたいという思いで開催に至った。シンポジストが発表を行った後に、グループワークを実施し、参加者同士が意見交換する時間を設けた。

【評価と今後の課題】

- ・各話題提供者は、各氏が所属する機関における精神保健福祉士としての地域を基盤にしたソーシャルワーク実践の取り組み、大切にしていること、課題と考えていること、今後の展望等を、ACTでの地域生活支援（チームによる支援）からの視点、グループホームにおける暮らしの場面からの視点、日中活動の場の視点から発表した。ピアスタッフのシンポジストの発表では、自身の経歴を話した後、ピアスタッフとしての悩みや葛藤を報告し、あまり聞く機会が少ないピアスタッフの話を聞くことができた。グループワークを実施することで、

研修受講直後の新鮮な気持ちのまま意見交換を行うことができ、日々の業務に対する意識の向上に繋がったのではないかと考えられる。

- ・研修部会として初のハイブリット開催を行うことができた。1つの申し込みに対し、複数人で受講される方や、会場の通信環境の課題等も挙げられたが、改善できる課題が多い。研修後のアンケートを実施することで、研修受講者からは好評や助言をもらうことができた。今後も多様な研修方法を検討し、参加人数の増加を目指していきたい。

報告者：日比暖華（コーヒーショップあんず）

②第2回研修会

研 修 名	「若者ケアラー・ヤングケアラーについて共に理解し、共に支援を考えてみませんか」
開 催 日 時	2024（令和6）年2月4日（日）13:30～15:50
開 催 方 法	Zoomを用いたオンライン開催
参 加 者 数	19名
参 加 費	会員（県協会・日本協会）800円、非会員1,000円、学生500円
プ ロ グ ラ ム	◆講師 広島大学大学院人間社会学研究：山崎茜 氏 当事者：中本菜穂子 氏 ◆質疑応答
実 施 効 果	本研修は、社会的な着目と支援の必要性が提起されるなか、これまでの研修開催後のアンケートにおいても要望があった、ヤングケアラーをテーマとして開催した。山崎氏よりヤングケアラーについての理解や支援の概要を講義してもらった後、当事者である中本氏にご自身の経験を語ってもらうことで、ヤングケアラーについての正しい理解を深めることができた。

【評価と今後の課題】

- ・広島大学 教職大学院の講師でもあり、スクールカウンセラーでもある山崎氏からは、こどもの発達や育ちに必要な視点や、ヤングケアラーについて東広島市における福祉専門職等の調査や広島大学在学中の学生を対象とした調査により、ヤングケアラーの実態とどのような支援が必要なのかについて講義してもらった。その後、中本氏からは実体験を語ってもらい、ヤングケアラーが置かれる状況がよりイメージできる時間となった。参加者からのアンケートからは、ヤングケアラーに関心を持ち、それぞれの現場でどう活かせるかを考える良い機会になったことが示された。
- ・オンライン開催で、特にトラブルなく進行通り進めることができたが、一部ネット状況が不安定になるなど、オンラインならではの問題は発生した。また、他団体との研修が重なっていたこともあり、参加者を増やすためにも早期の広報等を今後は考えていきたい。この度、養成機関への声かけを行ったことで学生の参加につながったため、今後も継続していく。

報告者：岩本麻寿美（広島県教育委員会）

(2) ケアマネジメント部会

部会長：光岡美里（小田クリニック）

【部会体制】

部会長：光岡美里（小田クリニック）

部会員：尾添隆（府中みくまり病院）、垣尾泰弘（ワークセンターなかよし）、金子百合子（地域生活支援センターまほろば）、中村真智子（草津病院）、西川浩司（尾道市役所健康推進課）、長谷部隆一（広島国際大学）

【活動報告】

地域実践のための精神保健福祉講座ならびに障害者ケアマネジメントスキルアップ研修は、障害当事者主体の立場に立ち地域生活支援を進めるという部会ビジョンを基に実施した。オープンダイアログでは、批判しないで、とにかく対話をする実践に触れることができ、ケアマネジメントスキルアップ研修では、ストレングス視点と生活者の視点によるリカバリー志向のケアマネジメントについて改めて学ぶ機会となった。

2023（令和5）年度開催日

- 第1回 2023（令和5）年5月29日（月）19:00～21:00
- 第2回 2023（令和5）年6月12日（月）19:00～21:00
- 第3回 2023（令和5）年8月10日（木）19:00～21:00
- 第4回 2023（令和5）年9月14日（木）19:00～21:00
- 第5回 2023（令和5）年10月30日（月）19:00～21:00
- 第6回 2023（令和5）年11月13日（月）19:00～21:00
- 第7回 2023（令和5）年12月11日（月）19:00～21:00
- 第8回 2024（令和6）年1月11日（木）19:00～21:00
- 第9回 2024（令和6）年2月1日（木）19:00～21:00

■2023（令和5）年度地域公開講座

テーマ：「7000人の当事者・家族の声が伝える精神科医療への願い～あなたは、どう受け止めますか？」

講師：夏莉郁子 氏

日時：2024（令和6）年1月14日12:00～16:00

ビックフロント広島にて対面開催。参加者72名。

「地域で生活を支える」をテーマとし、メンタルヘルスの課題解決に向けて、中長期的な視点をもち戦略的に行う。そのため専門職以外の方の参加、広く県民の参加も促し、地域ぐるみで支える包括ケア考察の一助とすることを目的に開催している。

■2023（令和5）年度 障害者ケアマネジメント スキルアップ研修

日時：2024（令和6）年2月17日（木）9:30～16:00

Zoomにてオンライン開催。参加者9名。

この研修では、佐藤氏の提唱される「ミスポジションモデル」についての事前オンデマンド講義、及びグループワーク（演習）を行うことで「本人主体のケアマネジメント」について学び、支援者の資質の向上（スキルアップ）を目指すことにつながった。

(3) 組織強化部会

部会長：森川尚子（ヴィータ）

【部会体制】

部会長：森川尚子（ヴィータ）

副部会長：藤井柔郎（地域生活支援センターまほろば）

部会員：井原美香（ネクストライフ）、田岡史光（賀茂精神医療センター）、

田高寛士（地域生活支援センターふれあい）、平岡拓（友和病院）、村上百花（宗近病院）

【活動報告】

部会テーマ『つなぐ』

総会後の懇親会については、新型コロナウイルス感染症の取扱いが移行間もないため、リモートにて実施した。その後の交流会については、対面での交流会の希望や活動に関する意見を会員からもらっていたため、対面における交流会を2回実施した。また、県立広島大学オープンキャンパスや春の福祉就職フェアにおける職能団体相談対応は、組織強化部会として初の試みであった。協会活動に興味を持ち参加を申し出る方もおり、協会の組織強化につながった。

<会議の開催>

- ・2023（令和5）年5月11日（木）（リモート開催）
- ・2023（令和5）年6月8日（木）（リモート開催）
- ・2023（令和5）年7月13日（木）（リモート開催）
- ・2023（令和5）年9月7日（木）（リモート開催）
- ・2023（令和5）年10月31日（火）（リモート開催）三団体交流イベント
- ・2023（令和5）年11月15日（木）（リモート開催）
- ・2023（令和5）年12月14日（木）（リモート開催）
- ・2024（令和6）年1月17日（水）（リモート開催）三団体交流イベント
- ・2024（令和6）年2月14日（木）（リモート開催）
- ・2024（令和6）年2月29日（木）（リモート開催）三団体交流イベント

<事業について>

[交流会]

- ・2023（令和5）年6月4日（土）懇親会（リモート開催）9名
- ・2023（令和5）年8月10日（木）県立広島大学オープンキャンパスにおける職能団体相談対応
- ・2023（令和5）年9月30日（土）若手向け交流会
- ・2024（令和6）年2月24日（土）交流会
- ・2024（令和6）年3月2日（土）三団体合同イベント 春の福祉就職フェアにおける職能団体相談対応

[広報誌]

今年度は発行なし。

[パンフレット]

一般社団法人化に伴い、パンフレットの見直し・修正、印刷を行った。

職能団体相談対応時にパンフレットの配布を行い、当会の普及啓発活動に努めた。

[地区協力員]

各圏域の協会員に依頼し、災害時の情報収集や各地区での会員派遣依頼の際等に中心的な役割を担ってもらうことを目的に編成。

2023（令和5）年度の地区協力員は以下の通り。

中央－石原裕子（地域生活支援センター365）

備三－金本靖志（むつみ荘）

北部－不在

西部－小川昌智（廿日市市障がい福祉相談センター きらりあ）

福山－飯泉姿帆（精神保健センターえきや）

呉－菰口陽明（呉医療センター）

広島－不在

(4) 倫理部会

部会長：寺井俊江（押尾クリニック）

【部会体制】

部会長：寺井俊江（押尾クリニック）

部会員：日山誠（下永病院）長谷部隆一（広島国際大学）、

西元祥雄（三原病院）、竹宮孝宏（地域生活支援センターさ・ポート）

藤若千恵（相談支援事業所ほのぼの）、内海彩華（希望の家）、八津川史帆（みつぎ清風園）

【活動報告】

- ・部会内で倫理綱領の勉強会をおこない、そのまとめを協会 ML と MM にて発信し、協会員にも倫理綱領を共に考える機会の提供をした。
- ・倫理 WEB 動画のダイジェスト版をホームページにアップし、倫理 WEB 動画視聴につながるようにした。（協会員以外にも活動の一部が垣間見える形となった）
- ・協会主催の各研修案内に「倫理綱領のどこの部分を意識しての開催かを記載していただくようにした。そのことにより倫理綱領を共に意識する機会を増やした。
- ・倫理 WEB 動画が県外の大学授業などでも利用してもらった。

2023（令和5）年4月	目白大学 井上牧子 氏
2023（令和5）年11月 2024（令和6）年1月	川崎医療福祉大学にて/ 中山真 氏（救護施設 浦安荘）
2024（令和6）年1月	広島国際大学 長谷部隆一 氏

〈会議の開催〉

回	日程	場所
1	2023（令和5）年4月14日	ハイブリッド（押尾クリニック/Zoom）
2	2023（令和5）年5月12日	押尾クリニック
3	2023（令和5）年6月9日	ハイブリッド（三原病院/Zoom）
4	2023（令和5）年7月14日	ハイブリッド（三原病院/Zoom）
5	2023（令和5）年8月4日	Zoomにてリモート会議
6	2023（令和5）年9月8日	ハイブリッド（三原病院/Zoom）
7	2023（令和5）年10月13日	ハイブリッド（三原病院/Zoom）
8	2023（令和5）年11月10日	ハイブリッド（三原病院/Zoom）
9	2023（令和5）年12月8日	三原病院
10	2024（令和6）年1月12日	ハイブリッド（三原病院/Zoom）
11	2024（令和6）年2月9日	Zoomにてリモート会議
12	2024（令和6）年3月8日	押尾クリニック

3. 委員会報告

(1) 災害対策支援委員会

西川浩司（尾道市役所健康推進課）

【委員会体制】

委員長：西川浩司（尾道市役所健康推進課）

委員：赤木英子（広島県教育委員会）、大成杏子（広島市己斐・己斐上地域包括支援センター）、

楫賀丈士（県立広島病院）、得能千佳（小泉病院）、藤井知佳（フロントライン）

【活動報告】

- 近年の豪雨災害の経験を元に、平時より個々の会員が災害支援活動に関する意識を高め、必要時に精神保健福祉士の専門性を十分に発揮できる体制を構築しておく必要があるため、現実的かつ実行可能な災害対策計画の見直しを行なった。また、災害ボランティアエントリーシートの啓発、発災後のスクリーニングシート、協会員に対して実施予定の防災減災意識アンケートの検討を行った。
- 協会員の発災後のメンタルヘルスケアのスキルアップとして、東北医科薬科大学病院 精神科病院准教授、東北医科薬科大学医学部 精神科学教室 講師、公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 みやぎ心のケアセンター センター長の福地成 氏をお招きして「発災時の子どものトラウマと反応、その対応研修」を実施した。
- 併せて広島県災害復興支援士業連絡会へ、平時の連携、発災後の県民メンタルヘルスの観点で当会の役割を認識しながら参画をした。

○発災時の子どものトラウマと反応、その対応研修

2023（令和5）年7月1日（土）13：30～15：30（オンライン）

講 師：東北医科薬科大学病院 精神科 病院准教授

東北医科薬科大学医学部 精神科学教室 講師

公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 みやぎ心のケアセンター センター長

福地成 氏

参加者：21名

○日本精神保健福祉士協会主催 災害対策委員ブロック連絡会

2023（令和5）年10月1日（日）13：00～17：00 岡山県西川原プラザ

災害対策支援委員 2名出席

○災害対策支援委員会検討会

2023（令和5）年12月26日（火）18：30～19：10（リモート開催）

- 今年度の振り返りと次年度計画について検討

○広島県災害復興支援士業連絡会定例会（16団体）

【参加団体】・広島弁護士会・広島司法書士会・広島県社会福祉士会

- 広島県介護福祉士会・日本技術士会中国支部・広島県行政書士会・広島県建築士会
- 広島県社会保険労務士会・中国税理士会広島県西部支部連合会
- 広島県土地家屋調査士会・日本海事代理士会中国支部
- 日本司法支援センター広島地方事務所・広島県不動産鑑定士協会
- 広島県中小企業診断協会・広島リハビリテーション推進協議会
- 広島県精神保健福祉士協会

【開催日時】

- 2023（令和5）年5月17日（水）18：30～20：30（オンライン）
- 2023（令和5）年7月13日（木）18：30～20：30（オンライン）
- 2023（令和5）年9月7日（木）18：30～20：30（オンライン）
- 2023（令和5）年11月28日（火）18：30～20：30（オンライン）
- 2024（令和6）年2月15日（木）18：30～20：30（オンライン）

【協議内容】

- 広島土砂災害への専門家派遣について
- 大原ハイツ復興まちづくり支援について
- 関係機関団体連絡会議について
- 広島県との協定について
- 中国新聞 防災マイタイムラインへの協力について
- 土業連絡会HPの作成 など
- 2024年度「協働によるまちづくり」(廿日市市民活動センター)
- 「災害から身を守るための防災教室」事業計画(案)検討 など

(2) 基幹研修委員会

大歳明子(相談支援事業所ACTひろしまリベルタ)

【委員会体制】

委員長：大歳明子(相談支援事業所ACTひろしまリベルタ)

委員：嶋屋孝洋(ソーシャルインクルー株式会社)、木野内留美(ももの里病院)、古川恵(ふたば病院)

【活動報告】

- 「2023(令和5)年度公益社団法人日本精神保健福祉士協会『生涯研修制度』委託事業 基幹研修 I in 広島」の企画、運営を行った。
- 久しぶりに対面での開催だった。参加者は少なかったが、各講師より自身の経験や熱い思いが語られ、受講者からも積極的に質問があり、意欲の高さが示された。

開催日：2023(令和5)年12月2日(土)

開催方法：広島テクノプラザ

参加者：9人

(内訳、日本精神保健福祉士協会構成員かつ広島県精神保健福祉士協会会員4人、広島県精神保健福祉士協会のみ所属4人、日本精神保健福祉士協会のみ所属1人)

〈会議の開催〉

回	日程	場所
1	2023(令和5)年10月10日	Zoomにてリモート会議
2	2023(令和5)年11月6日	Zoomにてリモート会議
3	2023(令和5)年11月27日	Zoomにてリモート会議
4	2023(令和5)年12月8日	Zoomにてリモート会議

(3) 司法福祉委員会

西川浩司(尾道市役所健康推進課)

【委員会体制】

委員長：西川浩司(尾道市役所健康推進課)

委員：上堂蘭順代(ジェイ・ワークス株)、橋本圭子(広島文教大学)、原田葉子(地域生活支援センターふれあい)、平岡美和(FIKA 広島紙屋町)、向井克仁(三原病院)

【活動報告】

- 広島弁護士会をチームリーダーとする「更生保護プロジェクト」へ参画し、広島県社会福祉士会とともに、触法の障害のある方の判決前後の支援を検討、実施した。当会においての受任者を選定し、障害当事者の地域生活支援の一助を担った。
- また、触法の障害のある方の支援を充実させる観点、精神保健福祉士として社会貢献をしていくという観点から、広島弁護士会、広島県社会福祉士会と当会とで正式に連携協定を締結した。

○3 会の司法協定

場所：2023（令和5）年9月12日（火）10：00～（準備含む）

会場：広島弁護士会館

○司法福祉委員会検討会

2023（令和5）年12月18日（月）（オンライン）3会協定書の内容検討など

※その他は適宜メールで検討

○今年度、当会で対応した更生保護案件と担当者は以下の通り。

12号…原田葉子 氏（地域生活支援センターふれあい）

15号…原田葉子 氏（地域生活支援センターふれあい）

17号…橋本圭子 氏（広島文教大学）

18号…菰口陽明 氏（呉医療センター）、原田葉子 氏（地域生活支援センターふれあい）

○広島県弁護士会主催 更生保護プロジェクトチーム会議（協定書検討含む）

2023（令和5）年5月18日（木）19：00～20：30（オンライン）

2023（令和5）年6月15日（木）19：00～20：30（オンライン）

2023（令和5）年7月20日（木）19：00～20：30（オンライン）

2023（令和5）年8月9日（木）19：00～20：30（オンライン）

2023（令和5）年9月21日（木）19：00～20：30（オンライン）

2023（令和5）年11月9日（木）19：00～20：30（オンライン）

2024（令和6）年1月25日（木）19：00～20：30（オンライン）

2024（令和6）年3月21日（木）19：00～20：30（オンライン）

協議内容

- 更生保護案件の支援についての検討と報告
- 3会協定協議準備について など

4. 社会的活動

(1) 一般社団法人 広島県精神保健福祉協会 役員

向井克仁（三原病院）

【通常総会】

2023（令和5）年6月27日 令和5年度通常総会 広島県医師会館

【理事会】

2023（令和5）年5月23日 令和5年度第1回理事会 オンラインにて出席

2023（令和5）年6月27日 令和5年度第2回理事会 広島県医師会館

2023（令和5）年12月18日 令和5年度第3回理事会 オンラインにて出席

1. 精神保健福祉普及啓発研修事業

広島県精神保健福祉協会長表彰の選考、地域精神保健研修会として、通常総会と同日に下記研修会を開催した。

講演「認知行動療法のエッセンス～支援者のセルフケアも含めて～」

講師 広島大学精神科診療講師、厚生労働省認知行動療法研修事業スーパーバイザー 神人 蘭 氏

2. 事務局の移管について

2023（令和5）年6月27日の2023（令和5）年度通常総会承認後、事務局を県立総合精神保健福祉センター内へ移管。

(2) 広島県精神障害者地域生活支援推進協議会

向井克仁（三原病院）

2023（令和5）年度の開催はなかった。

(3) あんしんサポートセンターかけはし

光岡美里（小田クリニック）

①委嘱内容

- ア. 高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会
- イ. 契約締結審査部会（法人後見支援検討部会）

②委員構成

法律、医療、福祉、学識経験者、行政、県社協、市社協の代表者より構成され、事務局は広島県社会福祉協議会（生活支援課）が担う。

③開催状況

	高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会	契約締結審査部会 （法人後見支援検討部会）
第1回 2023（令和5）年7月5日（水）	13:30～15:00	15:15～17:00
第2回 2023（令和5）年10月4日（水）	13:30～15:00	15:15～17:00
第3回 2023（令和5）年2月14日（水）	13:30～15:00	15:15～17:00

④報告事項

〔高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会〕

- (1) 2023（令和5）年度広島県内における成年後見関連事業の実施状況について
- (2) 福祉サービス利用援助事業における利用料の見直し等に係る検討について
- (3) 2024（令和6）年度本センターの事業計画等について

以上3点について主に検討した。県内23市町では、中核機関が未設置となっている自治体がある。中核機関は国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる機関であるため、設置の促進が求められている。そこで、未設置市町への支援として、体制整備アドバイザーを活用しながらのプッシュ型の伴走支援や、県による訪問協議の実施などで促進を図るなど、権利擁護支援に関する施策の方向性を共有した。

〔契約締結審査部会・法人後見支援検討部会〕

主に福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用終了に係る審査を行なった。毎回5件程度で、保管期間の終了を迎えるケースについて審査し、適切に処理されていることを確認した。

(4) 広島県福祉サービス運営適正化委員会

藤田泰弘（ワークネクスト）

社会福祉法人広島県社会福祉協議会から広島県福祉サービス運営適正化委員会（以下、「当委員会」という。）の委員として委嘱を受けた期間は2023（令和5）年1月12日から2025（令和7）年1月11日である。

当委員会は社会福祉法における福祉サービス利用援助事業の適正な運営確保と福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することを目的に、福祉サービス利用援助事業の運営監視や当該事業を行う事業者に対する必要な助言・勧告を行う運営監視合議体（以下、「運営監視合議体」という。）、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するための相談・助言・事業調査・あっせん・苦情解決に当たる苦情解決合議体（以下、「苦情解決合議体」という。）を運営している。

私は、運営監視合議体において市町社協への福祉サービス利用援助事業にかかる実地調査と実地調査後の合議体で意見等を述べ、また、苦情解決合議体において福祉サービス等を利用されている方々から寄せられた苦情の内容と福祉サービス事業者等の対応状況について意見等を述べるなど、障害のある方々への権利擁護や障害者虐待防止等の観点から各事案の解決に向けて当委員会委員として活動を行ったものである。

なお、2023（令和5）年度における各種合議体等への参加状況は以下のとおりである。

（運営監視合議体および苦情解決合議体等への参加状況）

日時	場所	内容
2023（令和5）年6月2日 13:30～16:30	広島県社会福祉会館	第1回運営監視合議体 （勤務先の業務上の都合により欠席） 第2回苦情解決合議体 （勤務先の業務上の都合により欠席）
2023（令和5）年9月5日 10:00～12:35	海田町社会福祉協議会	令和5年度市町社会福祉協議会実地調査
2023（令和5）年9月12日 13:30～16:00	広島県健康福祉センター	第2回苦情解決合議体
2023（令和5）年10月31日 13:30～16:10	呉市社会福祉協議会	令和5年度市町社会福祉協議会実地調査
2023（令和5）年11月28日 13:30～17:00	広島県健康福祉センター	第2回運営監視合議体 第3回苦情解決合議体
2023（令和5）年12月21日 13:30～17:00	広島県社会福祉会館	第4回苦情解決合議体
2024（令和6）年2月27日 13:00～17:00	広島県社会福祉会館	第3回運営監視合議体 （勤務先の業務上の都合により欠席） 第5回苦情解決合議体 （勤務先の業務上の都合により欠席）

（5）広島県精神医療審査会

有光憲子（安芸太田病院）

【委員】第2合議体 新田美奈子（光の丘病院）

第5合議体 有光憲子（安芸太田病院）

（1）審査会開催日、場所（広島県立総合精神保健福祉センター）

〔第2合議体〕委員：新田

1. 2023（令和5）年5月11日（木）
2. 2023（令和5）年7月19日（水）
3. 2023（令和5）年10月11日（水）
4. 2023（令和5）年12月13日（水）
5. 2024（令和6）年3月6日（水）

〔第5合議体〕委員：有光

1. 2023（令和5）年4月6日（木）
2. 2023（令和5）年6月22日（木）
3. 2023（令和5）年9月7日（木）
4. 2023（令和5）年11月30日（木）
5. 2024（令和6）年2月22日（木）

〔全体会〕2023（令和5）年9月28日

(2) 退院・処遇改善請求の意見聴取の開催日時、場所

＜退院請求＞

〔第2合議体〕

2023（令和5）年4月20日（金）15：00～16：00 広島市内 病院

〔第5合議体〕

なし

＜処遇改善請求＞

なし

(3) まとめ

- 一回あたりの審査書類は電話相談記録を含め、200件近くで推移。退院請求は、1件で「現在の処遇で適当」との判断であった。全体的に代理人弁護士の請求、審査会同席の割合の方が増えている印象。
- 審査の中で認知症等の高齢者が占める割合は依然として多く、受け入れ先や身体状況の問題から入院を余儀なくされている患者も相当数いるものと推察される。また施設入所までの待機時間を病院で過ごす、長期入院の為家族が退院に躊躇する等、患者以外の要因での入院継続も「退院に向けた取り組み」から浮かんでくる。
- 精神保健福祉法の改正に伴い、入院の必要性について本人、家族、関係者と検討する機会が増えると思われる。医療保護入院の入院期間更新届にも引き続き「退院に向けた取組の状況」の記載が求められる。退院後生活環境相談員を担っている精神保健福祉士は2024（令和6）年3月通知の「入院届等の記載上の留意事項」を確認して記載していただき、これまでの業務や退院の可能性の見直しをする機会としてほしい。今後、審査件数は増えると予想されるが、委員として精神保健福祉士が担う役割を問い続けていきたい。

(6) 広島市精神医療審査会

中川裕子（己斐ヶ丘病院）・林 真由美（広島第一病院）

C合議体 中川裕子（己斐ヶ丘病院）

広島市精神医療審査会委員としての活動は別紙のとおりである。

広島市精神医療審査会での審査案件は、医療保護入院者の退院請求・処遇改善請求、医療保護入院者入院届及び定期病状報告書、措置入院者定期病状報告書である。それぞれ入院時の手続きや取扱いが適当であるか、現入院形態での入院及び入院継続が適当であるかを審査する。

2024（令和6）年度は精神保健福祉法の一部改正がある。中心は「虐待」関係と「にも包括」であろう。病院内では医療保護入院の手続きが煩雑化する。2014（平成26）年改正の際は精神障害者の治療と福祉を家族の責任から社会の責任へ、またそもそも本人の同意に基づかない家族同意をなくすといった方向性であったと記憶しているが、今回は全く逆である。医療保護入院について本人の主体的な治療参加の観点から医療保護による入院期間の厳格化と退院支援委員会の開催が義務化された。一方で入院期限ごとにその都度家族の同意取得を求めている。

このことは昨今話題の虐待に関連した虐待防止と「にも包括」との関連で人権擁護と早期退院を主としているのであろう。一方で半年ごとに同意を求められる家族はその都度「家族であるが故の負担と責任」を改めて感じさせられるのではないだろうか。

精神保健福祉法は精神保健福祉士業務の基本となる法である。医療現場では法改正の内容や理念よりも手続きの煩雑さにとらわれ法改正の意図するところに目が向きにくい。地域ではどうなのであろうか。「にも包括」などの具体的事案にとらわれ福祉・医療を含めた全体像を見失っているのではないだろうか。

協会における研修や情報発信においてこの話題が少ないのが気になる。

日時	場所	内容
2023（令和5）年4月20日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2023（令和5）年5月10日	広島市精神保健福祉センター	第3回広島市精神医療審査会
2023（令和5）年5月25日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2023（令和5）年7月18日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2023（令和5）年9月6日	広島市精神保健福祉センター	第11回広島市精神医療審査会
2023（令和5）年9月11日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2023（令和5）年10月18日	広島市精神保健福祉センター	第14回広島市精神医療審査会
2023（令和5）年10月24日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2023（令和5）年10月26日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2023（令和5）年11月1日	広島市精神保健福祉センター	第15回広島市精神医療審査会
2024（令和6）年1月10日	広島市精神保健福祉センター	第19回広島市精神医療審査会
2024（令和6）年2月27日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2024（令和6）年3月6日	広島市精神保健福祉センター	第23回広島市精神医療審査会

D 合議体 林 真由美（広島第一病院）

定例の審査会は2カ月に1度あり、その他、退院請求・処遇改善請求があれば、当該患者入院中の病院に赴き意見聴取を行った。審査会においては、書面上での審査であるため、本来の人権擁護についての妥当性を判断するという点では難しい面もあるが、事前に送付される書類を精査しできる限り、審査会の目的に沿えるよう臨んでいる。また、退院請求に赴く際には、精神保健福祉士として精神保健・福祉の視点から支援を行う点を意識しつつ、客観的に判断できるよう、適正に入院治療や退院支援が行われているかの問題意識を持ち臨んでいる。

2024（令和6）年度の法改正にあたり、審査件数が増加されることが予測されるが、これまでと変わらず、審査会での精神保健福祉士の存在意義を意識しながら、権利擁護の視点をもった専門性を発揮していきたい。

日時	場所	内容
2023（令和5）年5月16日	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
2023（令和5）年5月17日	広島市精神保健センター	精神医療審査会
2023（令和5）年6月29日	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
2023（令和5）年7月19日	広島市精神保健センター	精神医療審査会
2023（令和5）年8月23日	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
2023（令和5）年9月20日	広島市精神保健センター	精神医療審査会
2023（令和5）年9月27日	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
2023（令和5）年11月5日	広島市精神保健センター	精神医療審査会
2023（令和5）年12月25日	広島市内病院	退院請求聞き取り調査

2024（令和6）年1月17日	広島市精神保健センター	精神医療審査会
2024（令和6）年2月22日	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
2024（令和6）年3月14日	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
2024（令和6）年3月27日	広島市精神保健センター	精神医療審査会

(7) 広島市障害者自立支援協議会

原田葉子（地域生活支援センターふれあい）

全体会は年3回開催であり6月はリモートだったが、それ以後は集合形式に戻っての開催となった。内容として第1回は地域生活支援拠点運営業務に係る受託候補者の選定について（東区）、第2回は地域生活支援拠点運営業務に係る受託候補者の選定について（安佐南区）、委託事業者評価委員会における評価結果報告について、第3回は障害者基幹相談支援センター運営業務に係る受託候補者の選定について、地域生活支援拠点の実施状況の報告について、日中サービス支援型共同生活援助の各地域部会での評価等結果の報告について、精神障害者地域支援部会の実施状況の報告について、であった。今年度は広島市内8区すべてに地域生活支援拠点の受託事業所を設置されたことになり、また安芸区では基幹相談支援センター事業を現受託先が来年度より変更となるため選定が行われた。全体会とは別に具体的検討をするための、相談支援部会や権利擁護部会にてコアメンバー会議が予定されていたが今年度も実際の動きは鈍く、開催もなく協議が不十分なままでという課題が残った。

<全体会>

2023（令和5）年6月20日（火）	第1回	19:00～20:30
2023（令和5）年11月14日（火）	第2回	19:00～20:30
2024（令和6）年2月1日（木）	第3回	19:00～20:30

このような状況の中、私がコアメンバーとして参加している精神障害者地域支援部会においては、会議などの開催が何度もあって、広島市における精神障害者にも対応した地域包括システム構築のための協議や各区における協議の場の運営など仕組み等の検討が引き続き行われた。各区の実情に応じて医療、保健、福祉の関係者が課題を検討できるような場を設定することができ、市としても8区のとおりまとめや市内の医療機関との関係構築など具体的な課題を抽出し、徐々にではあるが関係機関と共通認識を持ち、にも包括に取り組めるような基盤が出来つつあるように感じる。

「にも包括」の取り組みが活発になり、他分野の関係者においても精神障害者の生活支援に注目してきているように感じる。今後も協議会においては派遣委員として精神分野の専門性を活かした意見や要望を伝えていく責務があると感じると同時に、精神障害の理解を地域で広めていくことや当事者が参加できる仕組みの検討が必要であると感じている。

<精神障害者地域支援部会>

2023（令和5）年9月25日（月）	18:30～20:00	第1回
2024（令和6）年3月11日（月）	18:30～20:00	第2回

<「にも包括」構築のためのコアメンバー会議>

		第1回
2023（令和5）年5月8日（月）	15:00～17:00	第2回
2023（令和5）年7月10日（月）	15:00～17:00	第3回
2023（令和5）年8月28日（月）	15:00～17:00	第4回
2023（令和5）年9月11日（月）	15:00～17:00	第5回
2023（令和5）年11月13日（月）	15:00～17:00	第6回
2024（令和6）年2月5日（月）		

（広域アドバイザーを招き開催）

(8) 広島市障害支援区分認定等審査会

笹原義昭（あさきた相談支援センターウイング）

広島市は8区に分かれて審査会を開催しており、安佐南区に笹原義昭（あさきた相談支援センターウイング）、東区に原田葉子の2名が当協会より合議体委員として派遣されている。広島市全区の認定状況によると、区によって疑義及び区分変更の件数にばらつきがある。市全体として適切な2次判定が行えるよう、各区の審査会において活発な意見交換や協議が行われる必要がある。

安佐南区の合議体では、月1回平均30件程度の審査が行われた。医師や看護師等の専門職で構成される合議体において、今後も福祉分野の専門職として意見を挙げていく必要があると感じている。

（安佐南区障害支援区分認定審査会）開催日数：13回

(9) 熊野町障害者虐待防止ネットワーク会議

高杉宏（一般社団法人LEAF）

【ネットワークの協議事項】

熊野町障害者虐待防止ネットワーク会議は、①障害者虐待防止施策に関する事、②障害者虐待についての関係機関等との情報交換及び状況把握に関する事、③障害者虐待に対する具体的な対応に関する事、④養護者の支援に関する事、について協議、検討及び調整を行う。

2023（令和5）度も2022（令和4）年度に引き続き、高齢者虐待防止ネットワークと合同で会議が開催された。

【開催日・内容】

開催：2023（令和5）年10月12日

- 内容：①熊野町における障害者虐待の現状報告及び障害者虐待防止に向けての取り組み
②熊野町における高齢者虐待の現状報告及び高齢者虐待防止に向けての取り組み
③熊野町における成年後見制度利用促進に係る中核機関設置について
④中核機関設置及び協議会に関する要綱（案）について

【会議内容】

- ① 2023（令和5）年度の障害者虐待相談件数は、8月末時点で2件あり、うち施設従事者等からの事案通報1件、警察からの事案通報1件であった。施設従事者等虐待は町外支給決定案件のため移管。警察通報案件は関係機関と連携対応中。
- ② 高齢者虐待相談件数は、8月末時点で9件。相談経路は、ケアマネ、民生委員、警察、地域包括。
- ③ 2023（令和5）年度から、熊野町制止年後見制度利用促進に係る中核機関が、熊野町地域包括支援センター内に直営で設置される。理由は、令和6年度末までに中核機関を設置することが国によって示されていること、今後、高齢者の認知症や単身世帯の増加、また障害者も微増傾向である中、その親世代等が高齢者となっていること等から、成年後見制度の利用促進のための支援体制づくりが必要となるため。
- ④ 熊野町成年後見制度利用促進に係る中核機関及び協議会に関する設置要綱（案）の説明

【まとめ】

2022（令和4）年度に引き続き、障害者虐待防止ネットワークと高齢者虐待防止ネットワークの合同会議であった。高齢者虐待防止に向けての取り組みでは、ケアマネージャーと民生委員や住民（認知症カフェの参加者等）が定期的に、密接に関わっておられ、地域の中での見守りと自然な情報共有がされている。障がい福祉分野では、そもそも相談支援専門員がさほど周知されておらず、民生委員との連携も薄いと感じている。相談支援専門員が認知症カフェなどの地域に出向いて、いろんな方と出会うこと、知ってもらうことが障がい者虐待防止にもつながるた

め、地域課題として取り組みたい。

(10) 広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会

井川 亜里沙 (広島市民病院)

【開催会議】

回	日時	会場	内容
1	2023 (令和5) 年 5 月 23 日 (火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	参加団体の事業紹介
2	2023 (令和5) 年 7 月 25 日 (火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	広島障害者就労・生活支援センターの事業紹介、事例検討
3	2023 (令和5) 年 9 月 26 日 (火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	社会的孤立・生活困窮の中での障害のある高齢者を福祉士と法律家が連携支援した事例
4	2023 (令和5) 年 11 月 7 日 (火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	女性の就労支援の現状と課題
5	2024 (令和6) 年 1 月 23 日 (火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	広島マックの事業紹介
6	2024 (令和) 年 3 月 12 日 (火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	ひろしま避難者の会 アスチカの事業説明と取り組み

イ. 報告

- 2023 (令和5) 年度現在、広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会には約 50 団体が登録している。登録団体は、職能団体、NPO 法人等の支援団体、宗教団体、司法行政、福祉行政、市社会福祉協議会 (事務局) 等である。コロナ禍等、社会のニーズを反映し、参加団体は徐々に増加している。
- 定例会は、奇数月の第 2 火曜日で、毎回およそ 30 人から 40 人の出席者がある。
- 定例会は構成員の要望にもとづくテーマに沿って、話題提供者から実践報告と各出席者からの各回のテーマに情報提供が行われる。本年度からは、事例検討を盛り込み、支援団体同士で連携した事例をもとに、社会資源の活用や新たな支援の検討などを考える場となっている。
- 支援団体にとって重要な情報交換の場、新たな取り組みを提案、検討、実践する場となっている。
- 本年度はあいあいねっとの発案でフードパントリーの活動を NPO 法人反貧困ネットワークと NPO 法人青少年交流・自立・支援センターCROSS が取り組みを開始している。
- 2023 (令和5) 年 9 月 12 日に広島弁護士会、広島県社会福祉士会、広島県精神保健福祉士会で三者協定が結ばれた。罪を犯した方に対して、更生支援計画書を作る協力依頼の整理ができたと報告された。
- 社会的孤立・生活困窮者の中には精神疾患を有する場合もある一方、課題が多岐にわたり、様々な支援機関と常に連携を図ることが求められている。

(11) 広島県若年性認知症支援ネットワーク会議

中村真智子 (草津病院)

本会議は、若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用等の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築し、情報共有や意見交換を通じて、若年性認知症の人の自立支援に資する活動につなげること及び県内の各地域への成果の普及を目的に 27 名の委員が選出され、本協会より社会福祉・権利擁護に関する有識者として参加している。

2023（令和5）年度は、2022（令和4）年度第2回会議で委員から若年性認知症施策総合推進事業の実施状況のうち相談支援や普及啓発、また本会議のあり方に関する意見があり、新たに設置された若年性認知症対策検討部会（以下、検討部会という。）の検討結果を踏まえての開催となったため年1回となった。検討部会では、2017（平成29）年より若年性認知症施策総合推進事業を実施してきたサポートルームの役割の明確化と本県における相談支援のあり方、自立支援ネットワークの構築（ネットワーク会議の開催、研修の実施）、サポートルームの周知等について検討が行われた。

2024（令和6）年3月1日の第1回会議では、2023（令和5）年度事業実施報告と検討部会における検討結果を踏まえ、本会議の今後のあり方について、①当事者等に必要な支援が提供されるよう医療、介護、福祉、雇用等の関連分野における情報共有を行い、会議構成員間の関係を強化する、②特定のテーマに応じたワーキング会議を開催するなど関連分野における各関係機関の役割を確認・整理する、③当事者等支援などの個別ケースを含めた事例検討等により多職種と意見交換を行うことで各関係機関との連携方法や具体的な支援策等を検討する場とすることが示され、意見交換を行った。また、サポートルームを中心として、若年性認知症の人の支援に携わる者に対して啓発や相談対応に必要な知識の習得のための研修や関連分野に応じた研修を実施することにより、若年性認知症に対する理解促進を図ることが改めて示された。今後、本協会も相談支援を担う専門職団体としてこれらに積極的に関与していく必要があると感じている。

(12) 広島県依存症対策連絡協議会

末政悠子（呉みどりヶ丘病院）、向井克仁（三原病院）

広島県アルコール健康障害対策推進計画及びギャンブル依存症対策推進計画の総合的かつ計画的な対策の推進に関し、以下の事項について関係機関及び団体からの意見聴取のため2022（令和4）年度より設置。

1. 依存症対策推進計画の策定、見直し及び普及に関すること。
2. 依存症対策推進計画の実施状況の把握及び評価に関すること。
3. 取組の成果についての検証に関すること。
4. その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

【開催】

日時：2023（令和5）年11月27日 18：30～20：00

場所：オンラインにて開催。

【内容】

アルコール健康障害対策基本法に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」、及びギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定された「広島県依存症対策推進計画」（素案）について協議された。県民等からのパブリックコメントを経て、2023（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間の計画として実施される。

広島県依存症対策連絡協議会 ギャンブル部会

末政悠子（呉みどりヶ丘病院）

2023（令和5）年度第1回広島県依存症対策連絡協議会ギャンブル部会に出席。

広島県依存症対策推進計画について、現行の広島県アルコール健康障害対策推進計画へギャンブル等依存症対策も含めた内容で策定を計画している。部会へは県依存症治療拠点機関、県精神保健福祉センター、保健所、宮島ボートレース企業団、遊技業協同組合、公認心理士協会、弁護士会、環境県民局、教育委員会、警察本部、健康福祉局等が参加。

今回の計画においては、兼ねてより有機的な連携について盛り込む意見が出されており、アルコール対策においても、ギャンブル対策においてもこの点が明記される予定である。ギャンブルにおいては「ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとされている。」という文言となる。有機的な連携の構築や維持にお

いては私たちの日々の業務に関わってくることから、自身も含め、意識的に取り組んでいく必要があると感じている。アルコール健康障害対策については取り組み報告が多く見られるようになっているが、ギャンブル等依存症対策も含め、連携もキーワードに入れた学び場を設けていきたいと感じた。

(13) 広島市精神保健福祉審議会

上田章子（己斐ヶ丘病院）

開催なし

(14) 広島県成年後見制度等推進検討会議

光岡美里（小田クリニック）

①委嘱内容

広島県成年後見制度等推進検討会議 委員

②委員構成

法律、医療、福祉、学識経験者、行政、県社協、市社協の代表者より構成され、事務局は広島県社会福祉協議会（生活支援課）が担う。

① 開催状況

第1回 2023（令和5）年6月1日（木）13:30～15:00	Zoomにてオンライン開催
第2回 2023（令和5）年8月3日（木）13:30～15:30	会場参加及びZoom使用によるハイブリット開催 ※会場参加の場合は広島県社会福祉会館
第3回 2023（令和5）年10月30日（月）13:30～15:30	Zoomにてオンライン開催
第4回 2024（令和6）年2月22日（木）13:30～15:30	Zoomにてオンライン開催

② 報告事項

本会議は、認知症、知的障害その他の精神上の障害等により、判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、成年後見制度等の権利擁護支援に関する施策の方向性の検討を行うために設置された。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた中核機関の整備の方針が示されているものの、県内市町の中核機関の整備は9市町に留まっている（2023（令和5）年3月時点）。また、本県における成年後見制度の利用者数は、年間200件程度増加している状況があるが、司法専門職等が不在の地域もあり、利用開始までに時間を要していることなどが課題として捉えられている。市民後見人の養成については、県内では3市が実施している（2023（令和5）年3月時点）。今後成年後見制度等の権利擁護支援の取り組みをさらに推し進めるため、本会議を広島県成年後見制度等推進会議と改め、次年度以降も組織的に取り組むこととされたため、精神保健福祉士の視点からも積極的に協働していきたい。

第1号議案 2023（令和5）年度収支決算に関する件

I. 2023 年度決算報告及び監査報告

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会
(様式1-1)

貸借対照表

2024(令和6)年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,520,174	4,227,717	△ 707,543
未収会費	25,000	35,000	△ 10,000
流動資産合計	3,545,174	4,262,717	△ 717,543
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
固定資産合計	0	0	0
資産合計	3,545,174	4,262,717	△ 717,543
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,920	349,426	△ 336,506
前受金	5,000	0	5,000
預り金	270	0	270
仮受金	5,000	0	5,000
流動負債合計	23,190	349,426	△ 326,236
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	23,190	349,426	△ 326,236
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(2)その他一般正味財産	3,521,984	3,913,291	△ 391,307
一般正味財産	3,521,984	3,913,291	△ 391,307
正味財産合計	3,521,984	3,913,291	△ 391,307
負債及び正味財産合計	3,545,174	4,262,717	△ 717,543

正味財産増減計算書

2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0
受取入会金	28,000	0	28,000
受取入会金	28,000	0	28,000
受取会費	1,205,000	0	1,205,000
正会員受取会費	1,205,000	0	1,205,000
事業収益	163,900	25,000	138,900
研修会参加費	163,900	25,000	138,900
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	483,000	0	483,000
受取負担金	483,000	0	483,000
受取寄付金	0	4,594,993	△ 4,594,993
受取寄付金	0	4,594,993	△ 4,594,993
為替差益	0	0	0
雑収益	42,843	5,000	37,843
受取利息	31	0	31
雑収益	42,812	5,000	37,812
経常収益計	1,922,743	4,624,993	△ 2,702,250
(2) 経常費用			
事業費	465,875	19,700	446,175
臨時雇賃金	12,000	0	12,000
旅費交通費	51,102	0	51,102
通信運搬費	2,252	0	2,252
消耗品費	29,730	0	29,730
印刷製本費	36,410	0	36,410
賃借料	81,070	0	81,070
諸謝金	220,700	16,000	204,700
委託費	6,308	3,700	2,608
雑費	26,303	0	26,303
管理費	1,848,175	692,002	1,156,173
委員等報酬	305,000	320,000	△ 15,000
旅費交通費	56,031	3,864	52,167
通信運搬費	215,808	52,876	162,932
消耗品費	79,697	10,572	69,125
印刷製本費	115,400	18,730	96,670

租税公課	31,292	116,270	△	84,978
支払負担金	15,000	0		15,000
支払寄付金	30,000	0		30,000
委託費	916,768	167,720		749,048
雑費	83,179	1,970		81,209
経常費用計	2,314,050	711,702		1,602,348
評価損益調整前経常増減額	△ 391,307	3,913,291	△	4,304,598
基本財産評価損益等	0	0		0
特定資産評価損益等	0	0		0
投資有価証券評価損益等	0	0		0
評価損益等計	0	0		0
当期経常増減額	△ 391,307	3,913,291	△	4,304,598
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	0	0		0
固定資産受贈益	0	0		0
経常外収益計	0	0		0
(2) 経常外費用				
固定資産売却損	0	0		0
固定資産減損損失	0	0		0
災害損失	0	0		0
経常外費用計	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 391,307	3,913,291	△	4,304,598
当期一般正味財産増減額	△ 391,307	3,913,291	△	4,304,598
一般正味財産増減額	△ 391,307	3,913,291	△	4,304,598
一般正味財産期首残高	3,913,291	0		3,913,291
一般正味財産期末残高	3,521,984	3,913,291	△	391,307
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	0	0		0
受取負担金	0	0		0
受取寄付金	0	0		0
固定資産受贈益	0	0		0
基本財産評価損益等	0	0		0
特定資産評価損益等	0	0		0
一般正味財産への振替額	0	0		0
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	0		0
指定正味財産期末残高	0	0		0
III 正味財産期末残高				
正味財産期末残高	3,521,984	3,913,291	△	391,307

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当ありません。

2. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. その他

該当ありません。

監査報告

2023 年度事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他理事の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監事の監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、各監事が分担して、必要な調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。

具体的には、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。その上で、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024 年 5 月 7 日

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会

監事 金子 努 

監事 奥崎 真理 

第2号議案 2024（令和6）年度事業方針・計画（案）に関する件

I. 2024（令和6）年度事業方針関係

1. 事業方針

現在、厚生労働省は「地域共生社会」の実現に向けて、全世代社会保障構築会議において取りまとめられた方針等に沿って全世代型社会保障の実現等を推し進めている。また2024（令和6）年度は精神保健福祉法の改正や保健医療計画の改訂、診療報酬・障害福祉サービス報酬・介護報酬のトリプル改定と、関係法制度の改定の年となっている。一方で、厚生労働省統計では精神疾患等を有する方は約614万人（2020（令和2）年）、市町村で取り扱う相談の約6割に精神的健康課題があるとされる等、それに伴い精神保健福祉の対象となる領域は今後も更に拡大・変化し、我々精神保健福祉士への期待やニーズは増えていくと考えられる。一方、従前から精神保健福祉士の社会的認知は低く、協会主体の社会的活動も限定的なものとなっている。法人化により組織基盤を整備し、同時に専門性にに基づき資質の向上に努めるとともに、社会的活動を行い社会的認知の向上を図ることが必要である。そのためにも、我々の先輩方が培ってきた活動を基盤に専門職としての責務を再認識し、今一度、以下基本方針を軸に、協会員1人1人が「ともに」協会活動に主体的に関与し、新たな協会作りを目指していきたいと考える。

(ア) 専門性の質の担保と向上

専門性の質の担保と向上は、専門職として必要不可欠な事業である。養成課程の改変や職場内教育・スーパービジョン等に加え、専門職能団体として協会の需要や様々な実践に即した知識と技術の向上に加え、専門職として根幹となる価値・倫理を再確認できるような研修・支援体制を行っていく。

(イ) 専門職能団体としての基盤・組織整備

残念ながら、現時点において当協会は専門職としての責務等を果たせる組織基盤・機能を十分に有していない。また、広島県内には（公社）日本精神保健福祉士協会広島県支部があり、構成員も重複していない等、様々な活動を推し進めるにあたって専門職が一つになりにくい現状がある。協会理念・目的を果たすべく、専門職能団体としての組織機能の強化のための活動を推進していく。

(ウ) 精神保健福祉発展のための地域社会活動の推進と政策提言・情報発信

専門職としての社会活動や具体的な政策提言を行う。

(1) 2024（令和6）年度 定時総会

ハイブリッド開催のため、書面による議決とする。

(2) 理事会

月1回、オンライン（今後の状況により対面又はハイブリッドも検討）で開催する。

(3) 事務局体制（県支部事務局も兼ねる）

事務局長：岩田卓郎（串戸心療クリニック）

庶務担当：尾川蘭、川本温子（竹原病院）、井平智子（ジョブース ガーベラ）

会計担当：森野杏子（賀茂精神医療センター）

県支部連携担当：大下哲史（賀茂精神医療センター）

① 広報活動

ホームページ及びメーリングリスト・メールメイトを活用していく。また、会員が企画する研修・イベント案内や意見・要望については、ホームページ「問い合わせフォーム」より受け付ける（「問い合わせフォーム」は会長及び事務局宛に届き、役員会メーリングリスト等を使用し、その判断を決定することとしている）。

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会ホームページ

URL : [https:// https://hiroshima-psw-mhsw.com/](https://hiroshima-psw-mhsw.com/)

組織強化部会と連携を持ちながら新規入会者の獲得を目指す。

② 会費納入

当協会は会員の会費によってその運営財源が賄われている。会計担当より会費納入依頼を行っている。2024（令和6）年度も引き続き会費納入率100%を目指し、会員一人一人の協力をお願いする。

会費納入の締切は8月末を原則とする。

③ 名簿管理

会員の個人情報について適性に管理する。また、記載内容に変更が生じた際には、すみやかに変更届フォームにて申告してもらうよう会員へ周知を図る。

定款第10条にある通り、会員名簿は主たる事務局に据え置く。6月末日時点での名簿を会員全員に配布する。また、既発行済みの名簿に関しては当協会作成のプライバシー・ポリシーに従い、当該年度の名簿配布後は、速やかに、前年度名簿をシュレッダー等で厳重に破棄し処分してもらうことを徹底する。

名簿に掲載された内容に変更等がある場合は、6月末までに変更届フォームにて入力をお願いする。

※ **2023（令和5）年度に名簿に係るアンケートを実施。配布に関してはホームページ内での閲覧希望が多数を占めたものの、インターネット上の安全性の観点から引き続き検討が必要なため当面、紙媒体での配布とする。**

④ 相談窓口の運営

会員の心理的支援及び本会の健全な運営を目指すため、会員の職務上及びその他活動における窓口を設置している。相談は、協会ホームページの会員専用ページから専用フォーム「会員専用相談窓口」にて受け付ける。

⑤ ペーパーレス化及びIT化への取り組み

引き続き、郵送費の削減と発送作業の負担軽減のため、メーリングリスト、メールメイト、ホームページの活用によるペーパーレス化を継続する。全会員が登録しているメールメイトを協会からの情報伝達手段として積極的に活用していく。研修等の申込みは今年度もWEBでの申込みを基本とする。ホームページや「申し込みフォーム」の活用により、諸々の受付事務の効率化を図る。今後は集合形式の研修会や会議が再開されることが見込まれるが、「参加のしやすさ」の選択肢として「ハイブリッド形式」の研修会や会議が開催できるよう体制を整備していく。

⑥ 協会50周年記念誌発刊の検討

前身である精神科ソーシャルワーカーから始まった当協会活動も50年の節目を迎えた。先達PSWの足跡を残すこと、これまでの活動を振り返り、継承していくことを目的に記念誌発刊を検討していく。

2. 部会の方針

2) 研修部会

【部会体制】

部会長：中原直子（医療法人社団川岡クリニック）

副部長：渡辺大貴（相談支援事業所ヴァンペール）

部会員：岩本麻寿美（広島県教育委員会）、内村明人（竹原病院）、
向井梓子（尾道さつき会グループホームブライト）

【事業方針】

- 精神保健福祉士の倫理原則、（一社）広島県精神保健福祉士協会の定款に基づき、専門職としての実践に関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上を図ること、それを継続することを目的とした研修会を開催する。研修開催は上半期1回、下半期1回の年間2回を予定する。
- 研修の企画、開催にあたっては、過去開催研修の振り返りを行い、協会員の多様化する業務、求められる役割を踏まえ、より協会員の現状や要望に沿い、共に主体的に参加してもらえる充実した内容となるよう取り組む。また、開催日、開催場所、開催方法等については、研修の内容に沿い、かつ、協会員等参加者が柔軟に参加できるよう調整する。広報周知は協会事業、他団体研修等を確認した上で早期に行い、その際は研修の意図、目的を伝え、県協会MM、ML、ホームページの積極的な活用に加えて、県協会他部会との連携、他団体との連携を行う。
- 研修開催後の報告では研修会の様子やアンケート結果だけではなく、開催目的、開催までの準備、今後の計画等を報告し、参加に至らなかった協会員にも興味関心をもってもらえるよう取り組む。

(2) ケアマネジメント部会

【部会体制】

部会長：光岡美里（小田クリニック）

部会員：尾添隆（府中みくまり病院）、垣尾泰弘（ワークセンターなかよし）、金子百合子（地域生活支援センターまほろば）、中村真智子（草津病院）、長谷部隆一（広島国際大学）

【事業方針】

- 県民のメンタルヘルスの課題解決の一助になる取り組みを行う。
- 障害当事者主体の立場に立ち地域生活支援を進める。ストレングス視点と生活者の視点による、リカバリ一志向のケアマネジメント普及及び、地域生活支援システムの構築を目指す。
- 障害の有無を問わず「ともに」生きていける社会の実現を目指す。

【実施予定事業】

事業方針に伴って以下の事業を実施する。

(1) 第19回 地域実践のための精神保健福祉講座

開催日時	2024（令和6）年9月下旬から10月上旬のいずれかの土曜日
共催	広島県精神障害者支援事業所連絡会
開催会場	広島市内
参加者数	100名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 広く各専門職や一般の方にも、精神保健福祉士の社会的役割について啓発する内容とする。 ● 「地域でともに生活をするを支える」をテーマとし、メンタルヘルスの課題解決に向けて、中長期的な視点をもち戦略的に行う。そのため専門職以外の方の参加、広く県民の参加も促し、地域ぐるみで支える包括ケア考察の一助とする。

(2) 障害者ケアマネジメント スキルアップ研修

開催日時	2025（令和7）年2月中旬
共催	広島県精神障害者支援事業所連絡会
開催会場	状況に応じオンラインも選択
参加者数	60名

内 容	駒澤大学 佐藤光正 氏によるミスポジションモデルによるケアマネジメント研修を実施。広島県内の障害当事者の方にもご協力いただき、講義とグループワークなどによる演習を通して学習する。
-----	---

(3) 組織強化部会

【部会体制】

部会長：森川尚子（ヴィータ）

副部長：田岡史光（賀茂精神医療センター）

部会員：井原美香（ネクストライフ）、平岡拓（友和病院）、
藤井柔郎（地域生活支援センターまほろば）、村上百花（宗近病院）

【事業方針】

今年度は、「ともにつながる」をテーマに会員同士の交流の機会をつくっていく。
三団体交流イベントである「ソーシャルワーカーデイ」、「三団体新年互礼会」の企画・運営に携わる。
交流を通して、会員同士のネットワークを強化し、会員の協会に対する意見などを反映し、協会に対する帰属意識を高め、もって広島県の精神保健福祉の更なる発展に寄与することを目指す。

【事業計画】

- 部会は奇数月に開催予定
- 交流会（年3回程度）
- 各部会活動の体験調整
協会員が各部会活動へ参加・体験できるようコーディネートする。
- 三団体交流イベントにかかる企画・運営
- 広報紙の作成（年3回程度）

【地区協力員】

各圏域の協力員に災害時の情報収集や各地区での会員派遣依頼の際等に中心的な役割を担っていただく。
任期は2年の予定。

中央 — 石原裕子（地域生活支援センター365）

尾三 — 調整中

北部 — 調整中

西部 — 小川昌智（さくら相談支援事業所）

福山 — 飯泉姿帆（精神保健センターえきや）

呉 — 菰口陽明（呉医療センター）

広島 — 田高寛土（地域生活支援センターふれあい）

(4) 倫理部会

【部会体制】

部長：調整中

部会員：長谷部隆一（広島国際大学）

竹宮孝宏（地域生活支援センター さ・ポート）、力石実果（下永病院）、
藤若千恵（相談支援事業所ほのぼの）、永谷有里（楽生苑相談支援事業所）、
八津川史帆（みつぎ清風園）

【事業方針】

- ソーシャルワーク実践の共通基盤は、倫理綱領である。
- その倫理綱領をより身近にしていくために「倫理を身近に・共に考える」をスローガンとし倫理について考える機会を提供する。

【事業計画】

- 部会は、毎月1回開催予定
- 部会にて精神保健福祉士の倫理綱領を引き続き勉強する。
- また準備が整い次第、部会員以外の参加もつもの
- 引き続き各部会主催の研修会案内に「この研修は 倫理綱領の〇〇をとくに意識して開催します」と記載し倫理綱領を意識する機会を増やしていく
- 倫理 WEB 動画公開中のアンケート結果を考察する

3. 委員会等の方針

(1) 基幹研修委員会

【委員会体制】

委員長：嶋屋孝洋（ソーシャルインクルー株式会社）
 委員：木野内留美（ももの里病院）、古川恵（ふたば病院）
 委員の増員を行い、体制強化を目指す。

【事業方針・事業計画】

- （公社）日本精神保健福祉士協会生涯研修制度への関心を持ってもらい、基幹研修への参加者を増やすことにより、当協会会員の資質向上を目指す。
- 他県の基幹研修開催状況について情報収集を行い、ニーズに応じた内容で計画する。
- 今年度は「基幹研修Ⅱ」を開催する。
- 開催後は、参加者の感想等を広報などで紹介し、次年度以降の参加意欲につなげるようにする。

(2) 災害対策支援委員会

【委員会体制】

委員長：藤井知佳（フロントライン）
 委員：赤木英子（広島県教育委員会）、大成杏子（広島市己斐・己斐上地域包括支援センター）、
 楫賀丈士（県立広島病院）、得能千佳（小泉病院）

【委員会事業方針】

広島県精神保健福祉士協会協会員の災害支援活動に関する意識を高めるための活動を行う。連携強化の観点から、平時の支援ネットワークの構築に努める。

精神保健福祉士として、発災後の県民のメンタルヘルスの課題解決の一助についても検討する。

※委員会テーマ「つながり ともに そなえる」

【実施予定事業】

- 委員会事業方針に伴って以下の活動を行う。
- 協会内災害対策計画の見直しを適宜行い、現状に則した内容に改編する。
- 災害エントリーシート of 協会内周知、登録者増の働きかけ
- 発災後スクリーニングシートの見直し
- 平時の連携強化（防災テストメールの運用）

- 協会員に向けての啓発や研修企画
- 広島県災害復興支援士業連絡会への参画、協力
- その他、災害対策支援に関すること

(3) 司法福祉委員会

【委員会体制】

委員長：原田葉子（地域生活支援センターふれあい）

委員：上堂蘭順代（ジェイ・ワークス株）、橋本圭子（広島文教大学）

【委員会事業方針】

- 広島弁護士会をチームリーダーとする「更生保護プロジェクト」へ参画し、広島県社会福祉士会とともに、触法の障害のある方の判決前後の支援を検討する。当協会においての受任者を選定し、障害当事者の地域生活支援の一助を担う。生き辛さを抱えておられる方の住みやすい地域づくりに寄与する。
- また、上記の事業方針を達成するために、協会員の司法との連携やそれに伴う支援技術のスキルアップ、支援ネットワーク構築に繋がる活動を行う。

※委員会テーマ「つながり ともに くらす」

【実施予定事業】

委員会事業方針に沿って以下を実施する。

- 広島弁護士会主催 更生保護プロジェクト会議への出席
- 更生保護について広島弁護士会からケース相談があった場合、受理についての協議と受任者の選定
- 更生保護プロジェクト支援の検証
- 協会員のスキルアップに繋がる研修企画
（広島県東部と西部でそれぞれ1回ずつ実施を検討。協会員のみでなく広く参加者を募る）
- その他、更生支援に関すること

4. 社会的活動

- | | |
|---|------------|
| ● 広島県精神障害者地域生活支援推進協議会 | 大歳明子 |
| ● 広島県精神医療審査会 委員 | 新田美奈子、有光憲子 |
| ● 広島県依存症対策連絡協議会 | 調整中、末政悠子 |
| ● 広島県若年性認知症支援ネットワーク会議 | 中村真智子 |
| ● 広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス利用援助センター
高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会
福祉サービス利用援助事業契約締結審査部会 | 光岡美里 |
| ● 広島県福祉サービス運営適正化委員会 委員 | 藤田泰弘 |
| ● 広島市精神医療審査会 委員 | 中川裕子、林真由美 |
| ● 広島市障害者自立支援協議会 委員 | 原田葉子 |
| ● 広島市障害支援区分認定等審査会 委員 | 笹原義昭、原田葉子 |
| ● 広島市精神保健福祉審議会 委員 | 上田章子 |
| ● 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会 | 調整中 |
| ● 一般社団法人 広島県精神保健福祉協会 役員 | 大歳明子 |
| ● 熊野町障害者虐待防止ネットワーク 委員 | 高杉宏 |
| ● 広島県成年後見制度等推進検討会議 委員 | 光岡美里 |
| ● 広島県社会福祉協議会賛助団体 | |

第3号議案 2024（令和6）年度予算（案）に関する件

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会

収 支 予 算 書

2024(令和6)年4月1日 から 2025(令和7)年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	0	
特定資産運用益	0	0	0	
受取入会金	40,000	40,000	0	
受取入会金	40,000	40,000	0	
受取会費	1,250,000	1,250,000	0	
正会員受取会費	1,250,000	1,250,000	0	
事業収益	330,000	330,000	0	
研修会参加費	330,000	330,000	0	
受取補助金等	0	0	0	
受取負担金	393,000	393,000	0	
受取負担金	393,000	393,000	0	
受取寄付金	0	0	0	
為替差益	0	0	0	
雑収益	10,000	10,000	0	
雑収益	10,000	10,000	0	
経常収益計	2,023,000	2,023,000	0	
(2) 経常費用				
事業費	662,000	662,000	0	
臨時雇賃金	50,000	50,000	0	
旅費交通費	50,000	50,000	0	
印刷製本費	30,000	30,000	0	
賃借料	62,000	62,000	0	
諸謝金	400,000	400,000	0	
支払負担金	10,000	10,000	0	
雑費	60,000	60,000	0	
管理費	1,450,000	2,220,000	△ 770,000	
委員等報酬	310,000	310,000	0	
旅費交通費	90,000	90,000	0	
通信運搬費	200,000	300,000	△ 100,000	
消耗品費	50,000	50,000	0	
印刷製本費	300,000	300,000	0	
支払負担金	50,000	50,000	0	

委託費	280,000	950,000	△	670,000	
雑費	150,000	150,000		0	
諸会費	20,000	20,000		0	
経常費用計	2,112,000	2,882,000	△	770,000	
評価損益調整前経常増減額	△ 89,000	△ 859,000		770,000	
基本財産評価損益等	0	0		0	
特定資産評価損益等	0	0		0	
投資有価証券評価損益等	0	0		0	
評価損益等計	0	0		0	
当期経常増減額	△ 89,000	△ 859,000		770,000	
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
固定資産売却益	0	0		0	
固定資産受贈益	0	0		0	
経常外収益計	0	0		0	
(2) 経常外費用					
固定資産売却損	0	0		0	
固定資産減損損失	0	0		0	
災害損失	0	0		0	
経常外費用計	0	0		0	
当期経常外増減額	0	0		0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 89,000	△ 859,000	△	770,000	
当期一般正味財産増減額	△ 89,000	△ 859,000	△	770,000	
一般正味財産増減額	△ 89,000	△ 859,000		770,000	
一般正味財産期首残高	3,054,291	3,913,291	△	859,000	
一般正味財産期末残高	2,965,291	3,054,291	△	89,000	
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等	0	0		0	
受取負担金	0	0		0	
受取寄付金	0	0		0	
固定資産受贈益	0	0		0	
基本財産評価損益等	0	0		0	
特定資産評価損益等	0	0		0	
一般正味財産への振替額	0	0		0	
当期指定正味財産増減額	0	0		0	
指定正味財産期首残高	0	0		0	
指定正味財産期末残高	0	0		0	
III 正味財産期末残高					
正味財産期末残高	2,965,291	3,054,291	△	89,000	

第4号議案 正会員再入会者の入会金の免除について

【提案内容】

当会を退会した会員（除名および会員資格喪失の場合は除く）が、再び当会に入会する際、理事会での承認の上、正会員の入会金を免除することができる。

【提案理由】

現行では退会した後に入会する場合、入会金+会費の納入が必要となるが、昨今、国際活動への参加や一時的な県外への転居等、再度入会する場合も想定されるため、上記提案とした。

第5号議案 理事及び監事の任期満了による改選の件

定款の規定により、2024年度は理事及び監事の改選を行う必要がある。事前に会員の同意を得た次の者を理事及び監事に選任することへの最終的な承認を求める。

- 理事 岩田卓郎（串戸心療クリニック）
大歳明子（合同会社 ACT ひろしま）
嶋屋孝洋（ソーシャルインクルー株式会社）
田岡史光（賀茂精神医療センター）
中原直子（川岡クリニック）
光岡美里（一般社団法人フィーカ）
森川尚子（社会福祉法人 尾道のぞみ会 ヴィータ）
- 監事 奥崎真理（賀茂精神医療センター）
金子 努（県立広島大学）

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人広島県精神保健福祉士協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県安芸郡熊野町呉地四丁目1番5号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神障害者の社会的復権と権利擁護及び福祉のための専門的・社会的活動を進め、精神保健福祉に関する広島県民への普及啓発活動等の事業を行い、もって広島県の精神保健福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉士の実践に関する知識及び技術の向上に関すること
- (2) 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活支援と権利の擁護に関すること
- (3) 広島県民の精神保健及び福祉の保持・増進に関すること
- (4) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関すること
- (5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査及び研究に関すること
- (6) 精神保健福祉に関する諸施策の要望、提言及び促進に関する事業
- (7) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会の事業等への協力
- (8) 社会福祉専門団体その他の関連団体との連携に関すること
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要なこと

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、会員総会及び理事会のほか、理事及び監事を置く。

第3章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 広島県精神保健福祉士協会の会員であった者又は精神保健福祉士法第28条の規定により精神保健福祉士として現に登録されている者であり、かつ、広島県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で別に定める入会申込方法により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、理事会で別に定める方法により、入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金及び年会費は、会員総会において定める。
- (2) 既納の会費、その他の拠出金は、返還しない。
- (3) 退会に際しては、未納分を納付する。

(社員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。当該会員名簿をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会で別に定める退会方法に沿って退会することができる。

- 2 退会に際して未納会費がある場合は、その全額を納入しなければならない。
- 3 第1項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。
 - (1) 定款及び諸規程並びに職業倫理等に反する者など、理事会等で会員の身分について審議中の者
 - (2) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

(除名)

第12条 当法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第22条第2項に定める決議に基づき当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、会員総会の日から1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他の規定、規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が当該年度末までになされなかったとき
- (2) 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 精神保健福祉法第32条第1項又は第2項、第33条により、精神保健福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金等は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(種類)

第15条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

- 2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成及び議決権)

第16条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支決算の承認
- (3) 収支予算の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 役員報酬等の額又はその規定
- (7) 会員の除名
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (11) 前各号の他、一般法人法に規定する事項

(開催)

第18条 定時会員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき又は総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員からの会議の目的たる事項を理事会で別に定める書式に示して請求があったとき、開催する。

(招集)

第19条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い副会長がこれを招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 会員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して書面で招集通知を発するものとする。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会招集の請求をすることができる。

(定数)

第20条 会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席で成立する。

(議長)

第21条 会員総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第22条 会員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面による表決)

第23条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は一般法人法所定の電磁的方法をもって議決権を行使することができる。また、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第24条 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 会員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印して、会員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員等

(役員の設定等)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

4 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任方法)

第27条 当法人の理事は、会員総会の決議によって選任する。

2 当法人の監事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

3 当法人の会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(職務・権限)

第28条 会長は、当法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、会の事務を掌握し、整理する。

4 理事は、理事会を構成し、会長、副会長及び事務局長を補佐し、当法人の運営を決するとともに会務を執行する。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、定款第26条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員総会で議決された場合はこの限りではない。
- 2 理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を取引後遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第34条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(相談役)

第35条 当法人には、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の決議を受けて会長が委嘱する。
- 3 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。
- 5 相談役の委嘱期間は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

第6章 理 事 会

(構成)

第36条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長の選定及び解職
- (5) その他会員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項の決定

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故等あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長（会長に事故等による支障があるときは出席理事）及びその会議において選任された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会で別に定める理事会規則による。

第7章 会 計

(構成)

第42条 当法人の資産は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会より支払われる支部活動協力費等
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第43条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会で別に定める。

(経費の支払い)

第44条 当法人の経費は、資産をもって支払う。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の定時会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て直近の定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を受けて会長が委嘱する。
- 4 職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第52条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(特別の利益の禁止)

第53条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会で別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会で別に定める。